

○札幌市水道局入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱

平成22年8月10日

管理者決裁

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)等に基づき、札幌市水道局の入札及び契約の過程等に関する再苦情の処理について必要な事項を定める。

第2章 入札及び契約の過程に関する再苦情の処理

(再苦情の申立て)

第2条 札幌市水道局入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱(平成14年12月24日管理者決裁。以下「苦情処理要綱」という。)第5条の規定による回答を受けた者のうち、当該苦情に対する説明になお不服がある者は、回答を受け取った日の翌日から起算して10日(札幌市の休日に関する条例(平成2年条例第23号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に、札幌市附属機関設置条例(平成26年条例第43号)別表1に定める札幌市入札・契約等審議委員会(以下「審議委員会」という。)に対し、別記様式により再苦情の申立てを行うことができるものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第3条 審議委員会は、再苦情の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、原則として、再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により理由を付して却下することができる。

(審議委員会による審議)

第4条 前条の規定により再苦情の申立てを却下する場合を除き、審議委員会は、再苦情の申立てを行った者(以下「再苦情申立人」という。)及び管理者からの文書の提出その他審議委員会が必要と認める方法により、再苦情の申立てに対する審議を行うものとする。

2 前項に規定する審議委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要は、これを公表する。

(再苦情の審議結果)

第5条 審議委員会は、再苦情に係る審議の結果について意見書を作成し、再苦情が申立てられてから概ね50日(休日を含む。)以内に、再苦情申立人及び管理者に通知するものとする。この場合、当該意見書において、再苦情の全部又は一部を認めるか否かを明ら

かにするとともに、その根拠となる理由を示すものとする。

- 2 審議委員会は、再苦情の全部又は一部を認める場合において、是正のための措置を必要と認める場合は、前項に定める意見書に当該是正のための措置を示すものとする。

(再苦情に対する是正措置)

第6条 管理者は、審議委員会から前条第1項による通知がなされた場合において、同条第2項による是正のための措置が示された場合は、再苦情申立人及び審議委員会に対し、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、管理者が講じようとする措置の概要を示すものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第7条 管理者は、審議委員会から第5条第1項による意見書の通知がなされた場合は、再苦情申立人が提出した書面及び当該意見書を速やかに公表するものとする。

- 2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(その他)

第8条 再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

第3章 競争入札参加停止等の措置に関する再苦情の処理

(市長からの審議依頼)

第9条 審議委員会は、別に定めるところにより、管理者から、競争入札参加停止等の措置に関する再苦情の申立てに係る審議の依頼があった場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合、第5条中の「再苦情申立人」に関する部分は除くものとし、同条に定める審議委員会が管理者へ審議結果を通知する期日については、再苦情が申し立てられてから90日以内(休日を含む。)とする。

第4章 工事成績評定及び委託業務成績評定の通知に関する再説明請求の処理

(再説明請求の申立て)

第10条 別に定めるところにより工事成績評定及び委託業務成績評定の通知に関する説明請求の申立てを行い、管理者から回答を受けた者のうち、当該説明請求に対する説明になお不服がある者は、回答を受け取った日の翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に、審議委員会に対し、別記様式により再苦情の申立てを行うことができるものとする。

(再説明請求の処理手続)

第11条 工事成績評定及び委託業務成績評定の通知に関する再説明請求の処理手続については、第3条から第7条の規定を準用する。この場合、「再苦情」とあるのは「再説明請

求」と、「再苦情申立人」とあるのは「再説明請求人」と読み替えるものとする。また、第5条に定める審議委員会が再苦情申立人及び管理者へ審議結果を通知する期日については、再苦情が申し立てられてから90日以内(休日を含む。)とする。

第5章 雑則

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。